

平成21年5月14日

各 位

会 社 名 共同印刷株式会社
 代表者名 代表取締役社長 稲木歳明
 (コード番号 7914 東証第1部)
 問合せ先 専務取締役 谷 公明
 (TEL. 03-3817-2101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第129期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」と呼ぶ)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度へ一斉に移行されました。(いわゆる株券電子化)

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除や用語の形式的変更等の所要の変更を行なうものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、所要の規定を附則として設けるものであります。

なお、現行定款第6条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 現行定款第5条に定める公告方法について、株主、債権者の利便性向上の為、会社法第939条第1項第3号に定める電子公告による方法に変更することとし、合わせて不測の事態により、当該公告が不可能となった場合に備えて、予備的な公告方法として日刊紙への公告方法を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告の方法) 第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)

(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式を有する株主の権利) <u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下、条文省略) (株主名簿管理人) <u>第12条</u> (条文省略) ② (条文省略) ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> (新 設)	(単元株式数) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除) (単元未満株式を有する株主の権利) <u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下、条文省略) (株主名簿管理人) <u>第11条</u> (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u> <u>附則</u> <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 <u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年6月24日(水)
平成21年6月24日(水)

以上